

介護保険料の10月以降の特別徴収(年金天引き)額

介護保険料を年金から天引きしている方については、前年の収入の変動などにより、仮徴収額(4月・6月・8月)と本徴収額(10月・12月・2月)が大きく変動することがあります。調整の結果、10月以降の

天引き額が8月に比べて増減する場合があります。詳細は、7月に送付した「介護保険料納入通知書」に同封の「介護保険料納入通知書の見方(例)」の裏面または市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 介護保険課介護保険管理係

東京都シルバーパス新規申し込み

満70歳以上の都民(寝たきりの方を除く)に対し、申し込みにより、都営交通や都内民営バス等が利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。満70歳になる月の初日から申し込みを受け付けます。希望する方は、費用(下表参照)と必要書類をお持ちのうえ、最寄りのバス営業所でお申し込みください。

対象	費用
① 令和2年度の住民税が課税で、③以外の方	20,510円
② 令和2年度の住民税が非課税の方	1,000円
③ 令和2年度の住民税が課税で、令和元年の住民税課税所得金額が125万円以下の方	

有効期間 発行日(令和3年9月30日)

※個別の通知はありませんのでご注意ください。

必要書類

- ▽全員：本人確認書類(保険証や運転免許証など)
- ▽②の方：令和2年度介護保険料納入通知書(所得階区分欄に「1」)
- ▽③の方：令和2年度介護保険料納入通知書(所得階区分欄に「6」)
- また、「7」で、合計所得金額欄に125万円以下の記載があるもの、令和2年度住民税非課税証明書、生活保護受給者証明書(生活扶助)のいずれか1つ
- ▽③の方：令和2年度介護保険料納入通知書(所得階区分欄に「6」)
- また、「7」で、合計所得金額欄に125万円以下の記載があるもの、令和2年度住民税非課税証明書、生活保護受給者証明書(生活扶助)のいずれか1つ

申請先 都バス早稲田自動車営業所 青梅支所(森下町54) ☎23・0288

▽西東京バス青梅営業所

青梅市葬儀生前契約サポート事業

単身等で、死後の葬儀や納骨などを任せられる親族等がない市民を対象に、葬儀の生前契約をサポートします。

詳細は、お問い合わせください。

対象 次のすべてに該当する方

- ▽単身世帯または65歳以上の高齢者のみの世帯に属すること
- ▽自身の葬儀を任せられる親族等がないこと
- ▽健康保険料等を控除した本人の月収入額が16万円以下であること

問い合わせ 生活福祉課生活自立支援担当



青梅市医師会健康コラム69 発熱時、ひきつけてもあわてないで 熱性けいれんの正しい対応

青梅市立総合病院小児科部長 高橋 寛

熱性けいれんは、おもに生後6か月〜5歳くらいまでのお子さんに発症します。かぜなどにより急に体温が上昇する際に、数10秒〜10分程度、眼を見開いて上を向き、手足やからだ全体がこわばり、ピクつきを繰り返します。お子さんはけいれん中のことを覚えていません。小児の10%弱でみられる病態で、半数のお子さんが生涯で1度しか経験しません。てんかん(発熱がないのにけいれんを起す体質)とは

ひきつけの様子はとても不安になりますが、脳の興奮がそのような状態にさせるのであって、呼吸や心臓が止まることはありません。ひきつけが起これば、何かを口にくわえさせるなどはせずに、吐物がのどに詰まらないように体を横に向けて、落ち着いて救急受診の連絡をしてください。

問い合わせ 健康センター ☎23・2191

心身に障害のある方の手当

支給対象に該当すると思われる方はお問い合わせください。

手当	支給対象・金額
児童扶養手当	<p>★18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童(20歳未満で中度以上の障害を有する児童を含む)で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷父・母が死亡した児童 ▷父・母が生死不明である児童 ▷父・母に1年以上遺棄されている児童 ▷父・母が1年以上拘禁されている児童 ▷父・母が重度の障害を有する児童 ▷婚姻によらないで生まれた児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父・母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 <p>★申請の月の翌月から所得額に応じて支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷全部支給…月額43,160円、一部支給…月額43,150円~10,180円 ▷第2子加算…全部支給月額10,190円、一部支給月額10,180円~5,100円 ▷第3子以降加算…全部支給月額6,110円、一部支給月額6,100円~3,060円
児童育成手当	<p>★18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷父・母が死亡した児童 ▷父・母が生死不明である児童 ▷父・母に1年以上遺棄されている児童 ▷父・母が1年以上拘禁されている児童 ▷父・母が重度の障害を有する児童 ▷婚姻によらないで生まれた児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父・母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 <p>★申請の月の翌月から、児童1人月額13,500円</p>
障害手当	<p>★次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷身体障害者手帳1・2級程度の障害を有する児童 ▷愛の手帳1~3度程度の障害を有する児童 ▷脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童 <p>★申請の月の翌月から、児童1人月額15,500円</p>

問い合わせ 障がい者福祉課庶務係

手当	支給対象・金額
特別障害者手当(20歳以上の方)	<p>★重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方(おおむね身体障害者手帳1級か2級、愛の手帳1度か2度程度で、かつそれらが重複している方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方)身体障害者手帳または愛の手帳を取得してなくても、具体的な疾病、外傷により心身に障害がある方は認定される場合があります。ただし、加齢に伴う心身機能の低下は、基本的に非認定となります。</p> <p>★申請の月の翌月から、月額27,350円</p> <p>※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、受給できません。</p>
障害児福祉手当(20歳未満の児童)	<p>★重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な方(おおむね身体障害者手帳1級か2級の一部、愛の手帳1度か2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方)</p> <p>★申請の月の翌月から、月額14,880円</p>
重度心身障害者手当(申請時65歳未満の方)	<p>★次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方 ▷重度の知的障害と重度の身体障害を重複している方 ▷重度の肢体不自由で四肢機能障害の方(座っていることが困難な方) <p>★申請の日の月から、月額60,000円</p> <p>※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、受給できません。</p>
心身障害者福祉手当(申請時65歳未満の方)	<p>★次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷身体障害者手帳1~4級の方 ▷愛の手帳1~4度の方 ▷脳性まひの方 ▷進行性筋萎縮症の方 <p>★申請の日の月から、1~2級・1~3度・脳性まひ・進行性筋萎縮症の方は月額15,500円(ただし対象者が20歳未満の場合は、月額8,000円)、3~4級・4度の方は月額8,000円</p>
障害者福祉手当	<p>★特定医療費受給者証または難病医療券をお持ちの方</p> <p>★申請の日の月から、月額6,000円</p>
難病福祉手当	<p>★次の状態にある20歳未満の児童を扶養している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷知的発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 ▷身体に重度・中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 <p>★申請の月の翌月から、1級(重度障害児)…月額52,500円、2級(中度障害児)…月額34,970円</p>
特別児童扶養手当	<p>★次の状態にある20歳未満の児童を扶養している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷知的発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 ▷身体に重度・中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 <p>★申請の月の翌月から、1級(重度障害児)…月額52,500円、2級(中度障害児)…月額34,970円</p>

注意事項 障害者福祉手当を受けている方は、難病福祉手当を受けられません。また、心身障害者福祉手当に該当する児童を扶養している方が児童育成手当(障害手当)を受けている場合は、心身障害者福祉手当を受けられません。各手当には、所得制限が設けられています。また、公的年金など(福祉年金を除く)との併給制限があるものもあります。施設に入所している方には、支給されません。申請時の年齢制限は、表のとおりです。